

各事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症対策

1 各事業（リーグ戦、選手権、育成練習会）実施又は中止及び参加者の参加条件について

（１）事業中止事態

国及びスポーツ庁、JBA、山形県、山形県スポーツ庁、県協会の方針に基づき、開催中止を判断する。

（２）チーム出場停止について

- ①チーム内（スタッフ及び選手）に感染者がでて、チーム内選手が濃厚接触者に該当し、選手5人以上揃わない場合。
- ②複数の濃厚接触者がでて、選手5人以上揃わない場合。

（３）選手の出場停止。

- ①家族又は学校内で感染者、濃厚接触者がでて、選手本人が濃厚接触者に該当する場合。
※濃厚接触者に該当しない場合はPCR 検査または抗原検査を行い、陰性であることを確認すること。

（４）対応

- （１）の場合、緊急事態宣言の解除並びに、イベント活動、中学校部活動の対外試合が可能になったら、活動を再開する。
→開催延期できるか判断し、延期して実施可能な場合は実施する。
不可能な場合は今年度の事業を中止する。
- （２）の場合、該当チームは感染者及び濃厚接触者の該当する選手以外で、選手が5人以上揃う状況で、出場できる選手、チーム関係者全員のPCR 検査または抗原検査で陰性であることを確認していること。
→該当チームの組み合わせ変更で実施できる場合、該当チームの試合を延期する。
延期できない場合は、当該チームは欠場とする。
- （３）の場合、家族内、学校内で感染者がでた場合、濃厚接触者に該当した場合、自宅待機期間が過ぎていること。（検査対象外の人は濃厚接触者に当たらないとみなす）

その他確認事項

- （１）選手の参加には保護者の同意を必要とする。
- （２）保険加入について 育成練習会は参加料の中よりスポーツ安全保険にU15 委員会で加する。リーグ戦及び選手権大会の参加については各チームで必ず保険加入すること。
- （３）各事業の保護者の入場に関しては各会場の判断とする。（会場使用上の注意で通知）
- （４）試合会場には各チーム消毒（消毒用ボトル2本程度）をできる準備をし、試合後、使用した場所（ベンチ・観客席・更衣室等）を消毒する。
- （５）各事業に出場する選手は健康チェックシート（山形県U15 委員会版）を提出すること。
- （６）各事業の活動中は感染対策をしっかりと行うこと。